

## 議会改革特別委員会（第5回）

日 時	平成27年7月17日（金）午前9時から
場 所	第1議会委員会室
出席委員	全員
委員外議員	片桐議長
欠席委員	なし
協議事項	1 議会中継について（映像配信に関する基準の確認） 2 予算決算に関する委員会のあり方について 3 その他

### 概 要

#### 1 映像配信に関する基準について

##### <申し合わせ事項案の内容>

- ・ 案は本会議の配信のみだが、その他必要と認めた会議の配信としてはどうか。

→ 定めのない事項は議会運営委員会で決定するという一節が別にあること、また、積極的公開の方向性を持ちながらすすめること等から、まずは本会議の配信から始め、必要があれば随時加えていく。

- ・ 議長による配信の承認と配信の許可の違いを明らかにすべき。

→ 映像配信は議長承認で進めるが、配信目的以外の映像公開は「議長が許可した場合を除き映像は公開しない。」と明記する。

##### <会議の同時中継>

- ・ 現実には、本会議中は玄関ロビーと第2議会委員会室で生中継を行っており、録画配信開始にあわせて生中継を開始しても問題はないと思われる。

- ・ しかし「慣れ」という点から、まずは録画配信を始め、その後に生中継をすすめていく方向がよいと思う。

- ・ ただし、生中継を始められる環境は整えておくこと。

### <全議員への説明>

- ・ 7月23日（木）に、全議員への説明と先行自治体の配信状況確認を行う。

## 2 予算決算に関する委員会のあり方について

### <第3回定例会における決算審査の委員会のあり方>

- ・ 決算審査の結果を次年度予算に反映させていくことが重要。そのためには、近隣市の例で言えば、可児市議会や長野県飯田市議会のような取り組みが必要。
- ・ それを第3回定例会から始めるには、準備期間が足りない。本市議会がどのようなかたちでそれを実現していくのか、常任委員会とするか特別委員会とするか、委員の構成、執行部の対応、申し合わせ事項の確認、議員の研修等、今後よく話し合っていかなければならない。
- ・ 先進市にうかがってご指導いただける機会を持ち、来年からの取り組みにつながるようにしたい。
- ・ まずは、今年から全議員参加の特別委員会としてはどうか。
- ・ 今年の決算審査特別委員会を全議員参加型にするかどうか、まずは各会派に持ち帰って検討することとする。その後、会派代表者会議で検討し、方向が定まれば議会運営委員会で審議することとする。

## 3 その他

- ・ 一問一答方式の導入に向けて取り組んではどうか。
- ・ 若年層へ市議会の活動をアピールする手段として、フェイスブックを活用できないか。
- ・ 委員会において、請願の提出者が請願の趣旨を直接説明できるようにできないか。

→ 参考人制度を活用

## まとめ

- 「美濃加茂市議会のインターネットを利用した映像配信に関する申し合わせ」を別紙のとおり決定。生中継開始時期は録画配信を行うことから検討。
- 予算決算に関する委員会のあり方は、今後さらに調査研究をすすめる。今年度は、決算審査特別委員会を全議員参加とする方向で、まずは各会派で検討し、その後会派代表者会議で審議する。
- 今後の検討課題
  - ・ 一問一答方式の導入
  - ・ フェイスブックの活用

美濃加茂市議会のインターネットを利用した映像配信に関する申し合わせ  
平成27年7月17日  
議会改革特別委員会

1 趣旨

美濃加茂市議会の会議を広く市民に公開し、市民に開かれた議会を目指すために行うインターネットを利用した映像配信に関して、必要な事項を定める。

2 責任者

インターネットを利用した映像配信に関する責任者は議長とする。

3 配信内容

(1) 映像配信を行う会議は、本会議とする。

(2) (1)に定める会議であっても、次のいずれかに該当するときは映像配信を行わない。

- ① 地方自治法第115条第1項に規定する秘密会が行われたとき
- ② 不測の事態または事故、機器の不具合等が生じたとき
- ③ 会議出席者から異議申し立てがあつて議長が認めた場合
- ④ その他議長が認めた場合

(3) 映像は、視聴しやすくするための基本的な編集を行う。

4 配信に使用する映像

配信に使用する映像は、「3 配信内容」で定める会議を録画したものとする。

5 配信の時期等

(1) 議長は、速やかに映像の配信を承認し、配信作業をさせる。なお、議長が許可した場合を除き映像を公開しない。

(2) 議長は、映像の配信を保留もしくは中止の決定をすることができる。

6 映像配信後の中止及び削除

議長は、配信した映像の公開を一時中止させ、編集または削除させることができる。

7 著作権

著作権法上認められる場合を除き、第三者による配信映像の改変等を原則として認めない。

8 その他

定めのない事項は、議会運営委員会で決定する。ただし、緊急を要する場合等は議長が決定することができる。